

## 特定被害者法律援助業務運営細則

### 第1章 通則

#### (目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第83条の32第1項の規定に基づき、特定被害者法律援助業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

#### (特定被害者法律援助業務に関する決定等の権限)

第2条 特定被害者法律援助業務に関する決定及び決裁は、本部第一事業部長（以下「第一事業部長」という。）が行うものとする。

#### (第一事業部長が特定被害者法律援助受任者等となる事件に対する決定等)

第3条 第一事業部長が特定被害者法律援助受任者等となる事件に対する決定及び決裁は、本部事務局長（当該事件の受任者等でない者に限る。）が行うものとする。

2 第一事業部長又は本部事務局長（以下「第一事業部長等」という。）は、特定被害者代理援助又は特定被害者書類等作成援助（以下「特定被害者代理援助等」という。）の申込者又は被援助者が、第一事業部長等の現に受任若しくは受託（以下「受任等」という。）している事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であるときは、これを知りながら、当該特定被害者代理援助等に関する決定及び決裁に関与してはならない。

#### (決定等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等)

第4条 第一事業部長等は、次の各号に掲げる事由があるときは、当該特定被害者法律援助に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

- (1) 前条第2項の規定により特定被害者代理援助等に関する決定及び決裁に関与することができないとき
- (2) 第一事業部長等が決定又は決裁に関与した特定被害者法律援助被援助者が、第一事業部長等の現に受任等をしている事件の相手方であることを第一事業部長等が知ったとき

2 前項各号に掲げる事由がある場合において、第一事業部長等は、当該特定被害者法律援助に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任等をしている事件に利用してはならない。

#### (特定被害者法律援助契約)

第5条 センターは、特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有する弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職（以下「弁護士・司法書士等」という。）と、特定被害者法律援助契約を締結する。

- 2 センターが弁護士・司法書士等から、特定被害者法律援助契約の申込みを受けたときは、申込みを受け付けた第一事業部長等は、申込みの諾否を決定する。
- 3 センターは、特定被害者法律援助契約の申込みを承諾したときは、弁護士・司法書士等と特定被害者法律援助契約を締結する。
- 4 センターとの間で特定被害者法律援助契約を締結した弁護士・司法書士等（以下「特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等」という。）は、特定被害者代理援助、特定被害者書類等作成援助、特定被害者法律相談援助及び特定被害者附帯援助に関し、弁護士法、司法書士法その他の法律により報酬を得て取り扱うことのできる他人の法律事務を取り扱うことができる。
- 5 センターは、弁護士会及び司法書士会その他の隣接法律専門職の団体に対し、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等を確保するための協力を求める。

（特定被害者法律援助の申込みと受付）

第6条 特定被害者法律援助の申込みは、センターの事務所又は特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所において受け付ける。

（特定被害者法律援助の申込方法等）

第7条 特定被害者法律援助の申込みは、センター所定の書面（以下「特定被害者法律援助申込書」という。）により行うものとする。ただし、第10条に定める特定被害者電話等相談援助の申込みについては、この限りではない。

- 2 特定被害者法律援助申込者は、特定被害者法律援助申込書を記入し、前条に定める特定被害者法律援助の申込場所に提出するものとする。ただし、特定被害者法律援助申込者が、病気、障害その他の事由により、記入することができないときは、他の者に記入させることができる。
- 3 特定被害者法律援助申込者は、特定被害者法律援助申込書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 特定被害者である旨
  - (3) 前各号に定めるもののほか、センターが必要と認める事項

## 第2章 特定被害者法律相談援助

（法律事務の受任等に関する原則）

第8条 特定被害者法律相談担当者は、自らが法律相談援助を行った案件につき特定被害者代理援助等の要件を充足する可能性があると認め、かつ特定被害者法律援助被援助者が特定被害者代理援助等の利用を希望する場合は、同援助の申込みと特定被害者個別契約の締結を前提としてこれを受任又は受託するよう努めなければならない。

（特定被害者出張相談援助の実施）

第9条 センターは、特定被害者の実情に配慮し、必要と認めるときは、センターが特定被害者法律相談援助の実施場所として相当と認めた場所において、特定被害者法律相談援助を実

施することができる（以下「特定被害者出張相談援助」という。）。

- 2 センターは、特定被害者出張相談援助の申込みを受けたときは、特定被害者法律援助申込書の提出を受け、又は電話等の適宜の方法によって特定被害者法律相談申込案件の概要を聴取し、当該特定被害者法律援助申込者の特定被害者事務所相談援助へのアクセスの難易、事案の内容、出張に要する負担等を考慮して、特定被害者出張相談援助の要否を判断するものとする。
- 3 センターは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の中から、特定被害者出張相談援助の担当者を選任する。
- 4 センターは、特定被害者出張相談援助を実施した場所が第27条から第29条までの規定により旅費及び宿泊費を支出する旨の決定をすることができる地であるときは、特定被害者法律相談担当者に対し、同各条が定めるところにより算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出することができる。

（特定被害者電話等相談援助の事前届出）

第10条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所に業務方法書第83条の40第2項に定める音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法により行う特定被害者法律相談援助（以下、「特定被害者電話等相談援助」という。）の申込みがなされた場合、当該申込みに係る特定被害者電話等相談援助を担当する特定被害者法律援助契約弁護士又は特定被害者法律援助契約司法書士は、当該特定被害者電話等相談援助を実施する前に、所定の書面により、当該特定被害者電話等相談援助を行う予定であることをセンターに届け出なければならない。

（相談時間）

第11条 特定被害者法律相談援助は、1件につき相談時間30分を目安とする。

（特定被害者法律相談票等の作成と提出）

第12条 特定被害者法律相談担当者は、自らの事務所において特定被害者法律相談援助を行ったときは、特定被害者法律相談票を作成し、センターに対し、特定被害者法律相談の実施の日から1か月以内に、特定被害者法律援助申込書と共に提出するものとする。この場合においては、特定被害者法律援助申込書に、特定被害者法律援助被援助者が当該特定被害者法律相談を受けたことを確認する特定被害者法律援助被援助者の署名を得るものとし、当該署名を得ることができなかつたときは、その理由をセンターに申し出なければならない。

- 2 特定被害者電話等相談援助を実施する場合は、当該相談を担当する特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等において、法律相談票に電話等による特定被害者法律相談援助である旨を記載することで、前項に定める理由の申出があつたものとみなす。
- 3 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者出張相談援助を行ったときは、特定被害者法律相談票を作成し、センターに対し、特定被害者法律相談援助の実施の日から1か月以内に、特定被害者法律援助申込書と共に提出するものとする。
- 4 前各項の提出は、ファクシミリにより行うことができる。
- 5 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律相談の実施の日から1か月以内に、センターに対し、特定被害者法律援助申込書及び特定被害者法律相談票（以下「特定被害者法律相

談票等」という)を提出しないときは、当該期限を経過した理由をセンターに申し出なければならない。

6 センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該特定被害者法律相談援助の法律相談費を支払わない。

(1) 第1項に係る特定被害者法律援助被援助者の署名を得ることができなかった場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

(2) 特定被害者法律相談担当者が第1項又は第3項の期限内に特定被害者法律相談票等を提出しない場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

(特定被害者法律相談援助の法律相談費等)

第13条 業務方法書第83条の40第4項に基づき、特定被害者法律相談担当者に対して支払う法律相談費は、別表1の1の基準に従いセンターが定めた額とする。

2 センターは、特定被害者出張相談援助に携わった特定被害者法律相談担当者に対し、別表1の2の基準に従いセンターが定めた出張手当を支払うことができる。

3 センターは、法律相談が特定被害者法律相談援助の要件及び民事法律扶助の法律相談援助の要件のいずれをも満たす場合においては、特定被害者法律相談援助又は法律相談援助いずれか一方の法律相談費、旅費、宿泊費及び出張手当のみを支払う。

(特定被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供)

第14条 センターは、特定被害者法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めたときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人若しくは通訳サービス提供業者が指定した通訳人にこれを行わせ又は特定被害者法律相談担当者が委託した通訳人の費用を支出することができる。ただし、特定被害者法律援助被援助者が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンター若しくは特定被害者法律相談担当者において適当な通訳人に委託することが困難な場合は、この限りではない。

2 通訳サービスの提供に要する費用については、特定被害者法律援助被援助者に負担させないものとする。

3 特定被害者事務所相談援助において通訳サービスを提供するときは、当該特定被害者法律相談担当者が、適当と認める通訳人に対し、あらかじめセンターの承認を得て、通訳業務を委託する方法により提供する。

4 特定被害者出張相談援助において通訳サービスを提供するときは、第3項に定める方法又はセンターと特定被害者法律相談援助の実施場所の管理者との契約に基づき、当該場所の管理者が適当と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。5 通訳料(交通費及び消費税を含む。)は、以下の基準によるものとする。

(1) 時間単位で支払う場合

通訳時間及び待機時間の合計につき、1時間当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日における通訳料は、16,500円を上限とする。

(2) 件数単位で支払う場合

1件当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービス

を提供した場合は16,500円を上限とする。

- (3) 特定被害者指定相談場所の管理者が通訳人に委託する方法で通訳サービスが提供された場合

当該場所の管理者が通訳人に支払う通訳料を、同管理者が実施する法律相談で通訳サービスが提供された件数と、特定被害者法律相談援助で通訳サービスが提供された件数とで案分し、特定被害者法律相談援助に割り付けられた金額とする。ただし、特定被害者法律相談援助1件当たり11,000円を超えないものとする。

- (4) 通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合

センターが委託した通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合の通訳料は、センターと通訳サービス提供業者との間で締結した(1)から(3)までの基準その他の事情を踏まえた契約条項に従うものとする。

- 5 第3項に規定する場合で、かつ特定被害者法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前に予約をしていた申込者がいずれも来所せず、又は音声及び動画若しくは音声のみを電気通信回線で送受信する方法による通話に応答しなかったため、通訳人が特定被害者法律相談予定日当日に全く通訳サービスを提供することができなかったときは、通訳人に対し、5,500円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う。
- 6 センターは、この条に定めるもののほか、特定被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項について実施要領を定めることができる。
- 7 センターは、法律相談が特定被害者法律相談援助の要件及び民事法律扶助の法律相談援助の要件のいずれをも満たす場合においては、特定被害者法律相談援助又は法律相談援助いずれか一方の通訳料（待機謝金を含む。）のみを支払う。

### 第3章 特定被害者代理援助等の審査

（特定被害者法律援助審査委員）

第15条 センターは、特定被害者法律援助業務に関わる審査に関し、センターに審査委員（以下「特定被害者法律援助審査委員」という。）を置く。

- 2 理事長は、法律と裁判に精通している者の中から、特定被害者法律援助審査委員を選任する。
- 3 特定被害者法律援助審査委員の任期は、2年以内で理事長が個別に定める期間とする。
- 4 センターは、特定被害者法律援助審査委員を再任することができる。

（特定被害者法律援助審査委員による審査の方法）

第16条 第一事業部長等は、業務方法書第83条の44第2項、第83条の51、第83条の52条第3項、第83条の53第2項、第83条の54第2項、第83条の55、第83条の56第1項並びに第83条の57第1項及び第2項に規定する審査に付するときは、特定被害者法律援助審査委員の中から特定被害者法律援助担当審査委員1名を指名し、その審査に付する。

- 2 前項の審査は、書面により行う。

3 特定被害者法律援助担当審査委員は、第1項の審査において、特定被害者法律援助被援助者から、特定被害者代理援助等の対象手続に関わる事情を聴取し、又は聴取に代えて特定被害者法律援助被援助者に書面の提出をさせることができる。

4 第1項の規定により審査を行う場合において、必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、特定被害者法律援助担当審査委員が特定被害者法律援助申込者と面談し、特定被害者代理援助等の対象手続に関わる事情を聴くことができる。

(面談審査に伴う通訳料の支出基準)

第17条 第一事業部長等は、面談審査において外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めたとときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人にこれを行わせることができる。ただし、特定被害者法律援助申込者等が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンターにおいて適当な通訳人に委託することが困難な場合を除く。

2 通訳サービスの提供に要する費用については、特定被害者法律援助申込者等に負担させないものとする。

3 通訳サービスを提供する場合は、センターが適当と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により行うものとする。

4 通訳料(交通費及び消費税を含む。)は、以下の基準によるものとする。

(1) 時間単位で支払う場合

通訳時間及び待機時間の合計につき、1時間当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日における通訳料は、16,500円を上限とする。

(2) 件数単位で支払う場合

1件当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は16,500円を上限とする。

5 事前に面談審査を予定していた特定被害者法律援助申込者等がいずれも来所しなかったため、通訳人が面談審査予定日当日に全く通訳サービスを提供することができなかった場合は、通訳人に対し、5,500円を上限とする待機謝金(交通費及び消費税を含む。)を支払う。

6 理事長は、この条に定めるもののほか、面談審査に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項について実施要領を定めることができる。

(提出を求める資料)

第18条 センターは、特定被害者代理援助等の審査に際し、特定被害者法律援助申込者又は特定被害者法律援助被援助者に対し、申込者を確認するための以下の各号に掲げる書類の提出を求める。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(1) 特定被害者法律援助申込者が日本人である場合は、住民票の写し(本籍、筆頭者及び続柄の記載のあるもの)

(2) 特定被害者法律援助申込者が外国人である場合は、在留カード又はこれに代わる書面

2 センターは、必要があると認めるときは、特定被害者法律援助申込者又は特定被害者法律援助被援助者に対し、前項各号の書類の提出のほか、資料の提出又は説明を求めることができる。

(特定被害者法律相談援助からの申込み)

第19条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律相談援助を実施した場合において、特定被害者法律相談援助被援助者が特定被害者代理援助等を希望するときは、特定被害者法律相談援助申込案件の概要を記載した調書（以下「特定被害者事件調書」という。）を作成しなければならないものとする。

- 2 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者事件調書を作成したときは、特定被害者法律相談援助被援助者から提出を受けた書面と併せてこれを第一事業部長等に提出しなければならない。
- 3 第一事業部長等は、特定被害者法律相談援助申込書及び特定被害者事件調書の提出を受けたときは、速やかに、特定被害者申込案件を特定被害者法律相談援助審査委員の審査に付する。
- 4 第一事業部長等は、特定被害者法律相談援助申込書その他の資料により、業務方法書第83条の46第1項各号又は業務方法書第83条の47第1項各号に規定する事項の決定をするのに熟していると認めるときは、特定被害者法律相談援助を省略し、特定被害者法律相談申込案件を前項の審査に付することができる。
- 5 第一事業部長等は、弁護士・司法書士等が特定被害者法律相談援助開始決定を条件に特定被害者代理援助の受任又は特定被害者書類等作成援助の受託を承諾している案件（以下「特定被害者持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から特定被害者事件調書の提出があったときは、特定被害者法律相談援助を省略し、第3項の審査に付することができる。
- 6 第一事業部長等は、申込案件が既に特定被害者代理援助等が行われた対象手続に関する案件であって、特定被害者法律相談援助申込者が当該案件に関連する他の対象手続について特定被害者代理援助等を希望しているときは、業務方法書第83条の70が読み替えて準用する業務方法書第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は業務方法書第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該特定被害者代理援助等の申込みがあったものとみなすことができる。

（審査に関与した特定被害者法律相談援助審査委員の選任禁止）

第20条 センターは、特定被害者代理援助等に係る審査に関与した特定被害者法律相談援助審査委員を、業務方法書第83条の49第1項に規定する特定被害者法律相談援助受任者等となるべき者として選任してはならない。ただし、他に特定被害者法律相談援助受任者等となるべき者を選任することが困難な場合は、この限りでない。

（調査又は鑑定費の支出基準）

第21条 特定被害者代理援助等の申込みを審査するため調査又は鑑定（以下「調査等」という。）をする必要があるときは、第一事業部長等は、調査等に要する時間（相手方や関係機関等からの事情聴取に要する時間を含む。）及び負担等に応じて、次に掲げる基準により調査費の額を定める。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 調査等に要する時間が2時間未満の場合 | 11,000円以上22,000円未満 |
| (2) 上記が2時間以上3時間未満の場合   | 22,000円以上33,000円未満 |
| (3) 上記が3時間以上の場合        | 33,000円以上55,000円以下 |

（特定被害者法律相談担当者の受任、受託）

第22条 特定被害者法律相談担当者は、自らが特定被害者法律相談援助を行った案件につき業

務方法書第83条の45第1項第1号に規定する決定があったときは、特定被害者法律援助受任者等となるよう努めるものとする。ただし、当該特定被害者法律相談担当者が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない。

#### 第4章 特定被害者法律援助開始に関する決定等

(民事法律扶助の援助開始決定との関係)

第23条 センターは、既に民事法律扶助の代理援助又は書類等作成援助を開始している手続については、当該援助の終結決定をしない限り、特定被害者代理援助等の特定被害者法律援助開始決定をすることができない。

(特定被害者法律援助開始決定の内容の変更)

第24条 センターは、業務方法書第83条の48第1項又は第3項の規定により特定被害者法律援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する旨の決定をし、同条第5項の規定により特定被害者法律援助受任者等に対し既にセンターが特定被害者法律援助受任者等に交付した金銭につき返還を求めるべき額及び支払方法を決定したときは、その理由を付して特定被害者法律援助被援助者に通知する。

(端数処理)

第25条 業務方法書別表7の1の特定被害者代理援助立替基準の報酬金欄において、一定の割合を乗じて金額を算出すべきものと定められている場合に、算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(通訳料及び翻訳料)

第26条 通訳料及び翻訳料を立て替えて支出する場合の基準は、この条の定めるところによる。

##### (1) 通訳料

###### ア 通訳料の単価

通訳料は、各回の最初の1時間につき12,570円(交通費及び消費税を含む。)以内とし、30分増すごとに5,237円(消費税込)以内の金額を加算する。

###### イ 遠距離移動を伴う場合の通訳人の旅費

通訳を要する言語が希少言語である等、近隣における通訳人の確保が困難な場合であって、通訳人が通訳を行うために通常の経路及び方法(自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。)を用い、住所地又は勤務地を出て目的地において必要な通訳を行った後に住所地又は勤務地に戻る場合(日本国内に限る。)に、旅行のために通常要すべき時間(公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。)の合計が4時間を超えるときは、ウにかかわらず、第27条又は第28条に定めるところにより算定した長距離の移動部分に係る旅費を支出することができる。

###### ウ 支出限度額

業務方法書別表7の1の(注)5の(6)に定める通訳料の支出限度額には、旅費を含むものとする。

##### (2) 翻訳料

翻訳料の単価は、原文A 4版 1枚につき4,713円（消費税込）以内とする。

（旅費、交通費—直線距離に基づく場合）

第27条 センターは、特定被害者法律援助受任者が事件の処理のため事務所所在地から離れた地（日本国内に限る。以下「遠隔地」という。）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、特定被害者法律援助受任者が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必要かつ相当な活動を行った後に特定被害者法律援助受任者の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。）が5,000円を超えるときは、下記に定める基準により、必要な旅費を立替えることによる追加支出をする旨を決定することができる。ただし、次条により、事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所との間の一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間について直線距離に基づく旅費額の支出は行わないものとする。

記

特定被害者法律援助受任者の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）を基準として、その距離が10キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が10キロメートル以上のときは、その距離に、下記表1の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

（表1）

左 欄	右 欄
10キロメートル以上100キロメートル未満	1キロメートルにつき 30円
100キロメートル以上301キロメートル未満	1キロメートルにつき 50円
301キロメートル以上	(1)301キロメートル未満の部分 1キロメートルにつき 50円 (2)301キロメートル以上の部分 1キロメートルにつき 40円

（旅費、交通費—実額積算による場合）

第28条 前条の規定にかかわらず、センターは、遠隔地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、特定被害者法律援助受任者が、通常の経路及び方法を用いて移動する場合であって、領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、ETC利用証明書明細、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額を立て替えることによる追加支出をする旨を決定することができる。

（宿泊費）

第29条 センターは、遠隔地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、特定被害者法律援助受任者が、通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必

要かつ相当な活動を行った後に特定被害者法律援助受任者の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。）が5,000円を超えるときは、下記に定める基準により、必要な宿泊費を立替えによる追加支出をする旨を決定することができる。

記

宿泊費の額は、一夜当たり、宿泊地が、下記表2に定める甲地方である場合においては8,500円、乙地方である場合においては7,500円とする。

(表2)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

(特定被害者代理援助の追加支出の支出額)

第30条 業務方法書別表7の1(注)5記載の項目(以下「追加支出項目」という。)のうち、

(5)記録謄写料については、当該事件について通算した額が5,000円を超える部分についてのみ、追加支出をすることができるものとする。

2 追加支出項目の中で(9)その他実費に該当する実費については、これを以下の第1号から第8号までに区分し、各号毎に、これに該当する実費を当該事件について通算した額のうち当該各号に定める額を超える部分についてのみ、立替えによる追加支出をすることができるものとする。

(1) 裁判所に納める郵券(郵券に代わる予納金を含む。)(申立てが民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、別表3の左欄に掲げる申立ての区分に応じ、同表右欄に定める手数料の額) 6,400円

(2) 戸籍謄抄本(除籍及び附票を含む。)、住民票(除票を含む。))及び外国人登録原票記載事項証明書 5,000円

(3) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書 5,000円

(4) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2に基づく照会手数料 5,000円

(5) 通信費及び荷造運搬費 5,000円

(6) 交通費のうち、第27条又は第28条に基づく支出の対象とならないもの 5,000円

(7) 業務方法書別表7の1に定める申立ての手数料のうち、同表の実費等欄のうち備考欄において追加支出の対象とされていないもの 5,000円

(8) 前各号に該当しないもの 5,000円

3 裁判所に納める予納金(前項第1号に規定するものを除く。))については、前項の規定にかかわらず、その全額を追加支出することができる。

(特定被害者書類等作成援助の追加支出の支出額)

第31条 業務方法書別表7の2の(注)4及び5に定める実費については、これを追加支出する場合、実費を次の各号に掲げるものに区分し、各号毎に、これに該当する実費を当該事件

について通算した額のうち当該各号に定める額を超える部分についてのみ、追加支出をすることができるものとする。

- (1) 裁判所に納める郵券（郵券に代わる予納金を含む。）（申立てが民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、別表3の左欄に掲げる申立ての区分に応じ、同表右欄に定める手数料の額） 6,400円
- (2) 戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む。）、住民票（除票を含む。）及び外国人登録原票記載事項証明書 3,000円
- (3) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書 3,000円
- (4) 弁護士法第23条の2に基づく照会手数料 5,000円
- (5) 通信費及び荷造運搬費 5,000円
- (6) 交通費のうち、第27条又は第28条に基づく支出の対象とならないもの 5,000円
- (7) 業務方法書別表7の2に定める申立ての手数料のうち、同表の実費等欄のうち備考欄において追加支出の対象とされていないもの 5,000円
- (8) 前各号に該当しないもの 5,000円

## 第5章 特定被害者個別契約等

（特定被害者代理援助受任者等となるべき者の選任）

第32条 センターは、特定被害者法律相談担当者を特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助受託者となるべき者として選任できないとき又はこれらの者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の中から特定被害者法律援助受任者・受託者となるべき者を選任する。

2 センターは、持込案件については、当該案件の受任又は受託を承諾した弁護士・司法書士等が特定被害者法律援助契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を特定被害者法律援助受任者又は受託者となるべき者として選任することができる。

3 センターは、前二項の規定により特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助受託者となるべき者を選任したときは、当該特定被害者法律援助受任者、受託者となるべき者にその旨を通知する。

（特定被害者個別契約の解除後の後任の選任）

第33条 前条第2項の規定は、業務方法書第83条の55第3号に掲げる場合で、特定被害者法律援助被援助者が後任の特定被害者法律援助受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときについて準用する。

（特定被害者個別契約解除等の後の処理）

第34条 センターは、業務方法書第83条の70が読み替えて準用する業務方法書第53条又は業務方法書第83条の55の規定により特定被害者個別契約が終了したときは、終了の理由を付して特定被害者法律援助被援助者（特定被害者法律援助被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。）及び特定被害者法律援助受任者等に通知する。ただし、それらの

者の住所が不明の場合は、この限りでない。

2 特定被害者法律援助受任者は、前項の規定により特定被害者代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、特定被害者代理援助に係る事件が係属している裁判所、示談交渉事件においては相手方等に辞任届を提出し、かつ、特定被害者法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、特定被害者法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

3 特定被害者法律援助受託者は、第1項の規定により特定被害者書類等作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、特定被害者法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、特定被害者法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

(業務方法書第83条の70が読み替えて準用する業務方法書第46条第5項による提出方法)

第34条の2 業務方法書第83条の70が読み替えて準用する業務方法書第46条第5項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機とセンターの使用に係るファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法とする。

## 第6章 特定被害者法律援助の終結、償還、償還の猶予及び償還の免除

(割賦償還の方法)

第35条 割賦償還についての手続は、以下に掲げるいずれかの書面を提出する方法による。

- (1) 自動払込利用申込書
- (2) 預金口座振替依頼書
- (3) 支払方法登録届

(援助開始決定の取消し及び契約終了に伴う立替費用の返還)

第36条 第一事業部長等は、業務方法書第83条の50第2項及び第83条の56第1項第1号の規定により、援助開始決定の取消し又は個別契約の終了に伴い、特定被害者法律援助受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めべき額を決定するときは、別表2の基準に従うものとする。

(援助終結後の立替金の償還方法を定める際に被援助者に提出を求める資料等)

第37条 第一事業部長等は、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第59条第1項に基づき被援助者から生活状況を聴取するに際し、その聴取の日が援助開始決定の日から起算して1年を超える場合又は被援助者若しくはその配偶者の収入、家賃、住宅ローン、医療費、教育費若しくはその他職業上やむを得ない出費等の負担に変動があると認められる場合は、被援助者に対し、その旨の疎明資料の提出を求めるものとする。ただし、償還期間が3年を超えない場合は、この限りでない。

(援助終結後の立替金の償還方法を定める際の基準)

第38条 第一事業部長等は、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第59条第2項に基づき、終結決定において、立替金を月ごとに割賦で償還すべき旨を定める場合においては、その月額を5,000円以上とする。

- 2 第一事業部長等は、前項の月額を定めるに当たり、立替金の償還期間が原則として3年を超えないものとされていることを考慮するものとする。
- 3 第一事業部長等は、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第59条第2項に基づき、終結決定において即時償還（第一事業部長等が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式をいう。以下同じ。）を定めるに当たり、被援助者及びその配偶者の1か月の合計収入額（事件の相手方等から1か月又はこれより短い期間ごとに金銭等を得ることとなった場合は、その額を含む。）から、業務方法書別表1の第1の1で定める額に0.7を乗じた額、家賃、住宅ローン、医療費、教育費及びその他職業上やむを得ない出費等の負担を控除した金額が零を下回る場合においては、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第60条第2項に定める即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情に該当するものとし、当該下回る額に3を乗じた額又は被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の100分の75に相当する額のいずれか低い方の額は、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第60条第1項に定める立替金の償還に充てるべき金額から差し引くことができる。
- 4 第一事業部長等は、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第59条第2項に基づき、終結決定において即時償還を定めるに当たり、被援助者が終結決定時より後に事件の相手方等から金銭等を得ることが予定されている場合（事件の相手方等から1か月又はこれより短い期間ごとに金銭等を取得することが予定されている場合を除く。）、当該金銭等のうち即時償還に充てるべき割合を定める。この場合においては、前項の規定を準用する。

（終結決定を変更する決定）

第39条 業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第63条の3の規定による終結決定を変更する決定は、第一事業部長等が、特定被害者法律援助受任者若しくは特定被害者法律援助受任者であった者又は特定被害者法律援助被援助者若しくは特定被害者法律援助被援助者であった者からの報告に基づき、当該援助案件及びその関連事件の終結決定の日又は当該援助案件及びその関連事件の立替金債権の消滅日のうち、いずれか遅い日から1年以内に同条第1項各号に掲げる事由があると認めた場合に行うことができる。

（立替金が少額の場合の免除）

第40条 理事長は、立替金の残額が7万円以下であり、かつ、従前の償還状況その他の事情にかんがみ、立替金の償還を免除することが相当であると認めるときは、業務方法書第83条の70が準用する業務方法書第66条第4号に該当するものとみなしてこれを免除することができる。

第41条 （削除）

（所定の申請書の提出に代わる申請方法）

第42条 業務方法書第83条の60第2項ただし書に規定する「理事長が別に定める方法」は、センターの職員が申請を受理した旨の調書を作成し、センターに提出する方法とする。

## 第7章 その他

（受任者等に対する債権の取扱い）

第43条 業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第66条第1号、第3号及び第5号並びに第68条の規定は、第一事業部長等が業務方法書第83条の48第5項、第83条の50第2項、第83条の56第1項第1号及び業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第49条第2項による決定をした場合に準用する。この場合において、業務方法書第83条の70で準用する業務方法書第66条（第2号及び第4号を除く。）及び第68条中、「被援助者」とあるのは「特定被害者法律援助受任者等」と、「立替金」とあるのは「債権」と、「償還」とあるのは「返金」と読み替えるものとする。

（文書の送付）

第44条 特定被害者法律援助業務において、センターが申込者、被援助者又は特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等その他の利害関係者（以下「利害関係者等」という。）に対して文書を送付するときは、氏名、住所その他利害関係者等がセンターに届け出た連絡先を送付先とし、郵便により行う。

- 2 センターは、利害関係者等の連絡先に変更があったことを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その連絡先を送付先とすることができる。
- 3 前2項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、センターが利害関係者等に対して文書を発送した日の翌日から起算して5日を経過した日（その日が土曜、日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、利害関係者等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、センターは、受任者等に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファクシミリその他適宜の方法によってすることができる。この場合、センターの受任者等に対する通知は、送信日に受任者等に到達したものとみなす。

附 則

この細則は、令和6年3月19日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第4号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和8年細則第12号）

この細則は、令和8年5月21日から施行する。

別表 1 (第13条関係)

特定被害者法律相談援助費用等支出基準

1 特定被害者法律相談費

相談援助の形態	相談援助の内容	法律相談費 (消費税込)
件数単位で報酬を支払うもの (件数制)	相談の結果、助言指導、関係機関の紹介等で終わったもの	5,500円
	相談の結果、特定被害者代理援助等が必要と判断されたもの	
	審査資料作成を含め、1時間未満で終わったもの	5,500円
	審査資料作成を含め、1時間以上を要したもの	11,000円

(注) 「相談時間」には、特定被害者法律援助申込書を特定被害者法律援助申込者が記入する時間、及び業務方法書第83条の39第1項の要件該当性を確認するための時間を含まない。

2 出張手当

特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所から特定被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分以下のとき	5,500円
特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所から特定被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分を超え180分以下のとき	11,000円
特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所から特定被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復180分を超えるとき	16,500円

別表 2 (第36条関係)

契約終了に伴い特定被害者法律援助受任者等に対して金銭返還を求める場合の基準

【特定被害者代理援助】

手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
訴状・申立書等準備中	60~100% (標準は80%)
訴状等提出済み	50%
審理中	返還不要~50%
審理終了	返還不要

【特定被害者書類作成援助】

手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
申立書等準備中	60~100% (標準は80%)
申立書交付済み	返還不要

注1 基本実費とは、特定被害者代理援助立替基準（業務方法書別表7の1）及び特定被害者書類等作成援助立替基準（同別表7の2）のうち、実費等の基準額欄又は実費の立替支出額欄内に記載されているものをいう。

注2 特定被害者代理援助・特定被害者書類等作成援助ともに特段の事情があるときは、上記基準から返還額を増減することができる。

注3 基本実費以外の実費については、契約終了時までには支出が確定したものを除き、全額返還を求める。

注4 特定被害者代理援助契約第10条に規定する事由が認められるときは、第一事業部長等は、特定被害者法律援助受任者への報酬金に相当する金銭を特定被害者法律援助被援助者に支払わせる旨の決定をすることができる。

注5 示談交渉事件については、受任した旨の通知を発送するにとどまらず、当該紛争に関する特定被害者法律援助被援助者の主張等を整理し、法的根拠を示して相手方に通知し、交渉が開始されたと評価できる場合において、「訴状等提出済み」に当たるものとする。

別表 3 (第30条、第31条関係)

項	左欄	右欄
1	訴え（反訴を除く。）の提起	2,500 円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、1,400 円）に相当する額。ただし、被告の数が 2 以上の場合にあっては、被告の数から 1 を減じた数に 2,000 円を乗じて得た額を加算した額に相当する額
2	控訴の提起（請求について判断をしなかった判決に対する控訴の提起を除く。）	1,900 円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、800 円）に相当する額

民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 2 項に定める特定申立てのうち、本表左欄に掲げる申立て以外の申立てについては、理事長が別に定める申立ての手数料の額とする。